

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	十島村

十島村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 地域振興課産業振興室
所 在 地 鹿児島市泉町 1 4 番 1 5 号
電 話 番 号 0 9 9 - 2 2 2 - 2 1 0 1
F A X 番 号 0 9 9 - 2 2 3 - 6 7 2 0
メールアドレス tiikishinkou@vill.kagoshima-toshima.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ノヤギ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	十島村一円

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
ノヤギ	果樹（パッションフルーツ等）	389 千円 0.06ha
	その他（スイートスプリング）	324 千円 0.04ha
	合 計	731 千円 0.1ha

※四捨五入の関係で、計と内訳の計が一致しない場合がある。

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

・ノヤギ 小宝島を除く村内全域の山間部を中心に生息しており、年間を通して果樹（たんかん、びわ、パッションフルーツ、スイートスプリング）を中心に食害が発生している。 被害額として計上するまではないが、島バナナやヒサカキなどの花き類、牧草などの飼料作物等にも被害が及んでいる。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
ノヤギ	713 千円 0.1ha	499 千円 0.07ha
合計	713 千円 0.1ha	499 千円 0.07ha

※四捨五入の関係で、計と内訳の計が一致しない場合がある。

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における

目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	特別交付税を活用し、ノヤギを捕獲～島外搬出した者を対象に、1頭当たり6,500円の報奨費を交付している。狩猟免許を所持している方が少ないために、手づかみでの捕獲が中心となっている。	高齢化に伴い、鳥獣被害対策に従事できる人材が圧倒的に不足している。
防護柵の設置等に関する取組	有害鳥獣対策事業（村単独）	電気柵等の設置後は、草払いなど、管理を十分にする必要がある。また、電気柵等を設置していない近隣圃場への被害を防ぐため、広域的な共同設置を進める必要がある。
生息環境管理その他の取組	村の営農指導員の指導のもと、ノヤギを圃場に入れない取組方法について検討、指導を実施している。	なるべく安価でノヤギの侵入を防ぐ方法として、防獣ネットなどの設置をしているものの、設置技術が十分でない点もあり、現状、十分な対策とはなっていない。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

「寄せ付けない」「侵入を防止する」「個体数を減らす」といった総合的な対策を推進し、鳥獣被害の減少に努める。

【今後の計画】

- ① 電気柵、防獣ネットなどの侵入防止柵等の導入推進
- ② 地元住民、農林業等生産者、村役場職員による捕獲活動の強化

- ③捕獲した鳥獣の島外搬出までの間、一時係留施設等の整備推進
- ④新規捕獲従事者の確保・育成及び捕獲技術の習得
- ⑤効果的な捕獲方法等の調査・研究の推進
- ⑥ICT 機器の活用について検討し、労働力負担等の軽減を図る。
- ⑦研修会などを通して、集落ぐるみで被害防止対策の意識向上を図る。
- ⑧鳥獣の生息状況及び生態調査等を実施する。
- ⑨鳥獣被害防止マニュアル等の情報提供及び被害対策等の広報活動の推進

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。))。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

ノヤギによる被害を受けている地元住民、もしくは、農林業等生産者が自らの事業地内で捕獲する。
村有地においては、村役場職員が中心となって地元住民が協力・連携して捕獲する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	ノヤギ	新規捕獲従事者の確保、育成に努めるとともに捕獲技術の向上を図る。 捕獲活動の推進・継続を図るため、捕獲活動経費の支援を行う。
令和9年度	ノヤギ	新規捕獲従事者の確保、育成に努めるとともに捕獲技術の向上を図る。 捕獲活動の推進・継続を図るため、捕獲活動経費の支援を行う。

令和 10 年度	ノヤギ	新規捕獲従事者の確保、育成に努めるとともに捕獲技術の向上を図る。 捕獲活動の推進・継続を図るため、捕獲活動経費の支援を行う。
----------	-----	---

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
令和5年度の被害金額が769千円、令和6年度の被害金額が713千円と農作物の被害が減少傾向にある。その一方で、人が住む集落まで出没し、農作物への食害や糞尿などの生活被害をもたらしており、継続的かつ速やかな対策が必要である。第1期の計画に引き続き捕獲計画頭数を100頭とする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ノヤギ	100頭	100頭	100頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
被害発生に併せ、付近での重点的な捕獲活動や小宝島を除く村内全域で、綱及び箱罟等の捕獲を進める。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
実施予定なし

(注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
ノヤギ	電気柵 侵入防止ネット 2,000m 島外搬出までの間の一時係留施設一式 (村単独事業)	電気柵 侵入防止ネット 2,000m 島外搬出までの間の一時係留施設一式 (村単独事業)	電気柵 侵入防止ネット 2,000m 島外搬出までの間の一時係留施設一式 (村単独事業)
	特別交付税等を活用し、小宝島を除く十島村全域で整備を進める。	特別交付税等を活用し、小宝島を除く十島村全域で整備を進める。	特別交付税等を活用し、小宝島を除く十島村全域で整備を進める。

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
ノヤギ	侵入防止柵の適正な管理に向けた指導を定期的実施する。	侵入防止柵の適正な管理に向けた指導を定期的実施する。	侵入防止柵の適正な管理に向けた指導を定期的実施する。

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	ノヤギ	・ノヤギの住処となる荒廃農地や空き家を発生させないこと、人口減少対策など地域が主体となった集落環境の整備 ・圃場の収穫残さの除去などの被害対策指導 ・被害防止のための侵入防止柵・ネットの設置 ・十島村鳥獣被害防止対策協議会が中心となって関係機関と連携し、情報交換、適切な侵入防止柵の管理や現地指導を行う。
令和9年度	ノヤギ	・ノヤギの住処となる荒廃農地や空き家を発生させないこと、人口減少対策など地域が主体となった集落環境の整備 ・圃場の収穫残さの除去などの被害対策指導 ・被害防止のための侵入防止柵・ネットの設置 ・十島村鳥獣被害防止対策協議会が中心となって関係機関と連携し、情報交換、適切な侵入防止柵の管理や現地指導を行う。
令和10年度	ノヤギ	・ノヤギの住処となる荒廃農地や空き家を発生させないこと、人口減少対策など地域が主体となった集落環境の整備 ・圃場の収穫残さの除去などの被害対策指導 ・被害防止のための侵入防止柵・ネットの設置 ・十島村鳥獣被害防止対策協議会が中心となって関係機関と連携し、情報交換、適切な侵入防止柵の管理や現地指導を行う。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

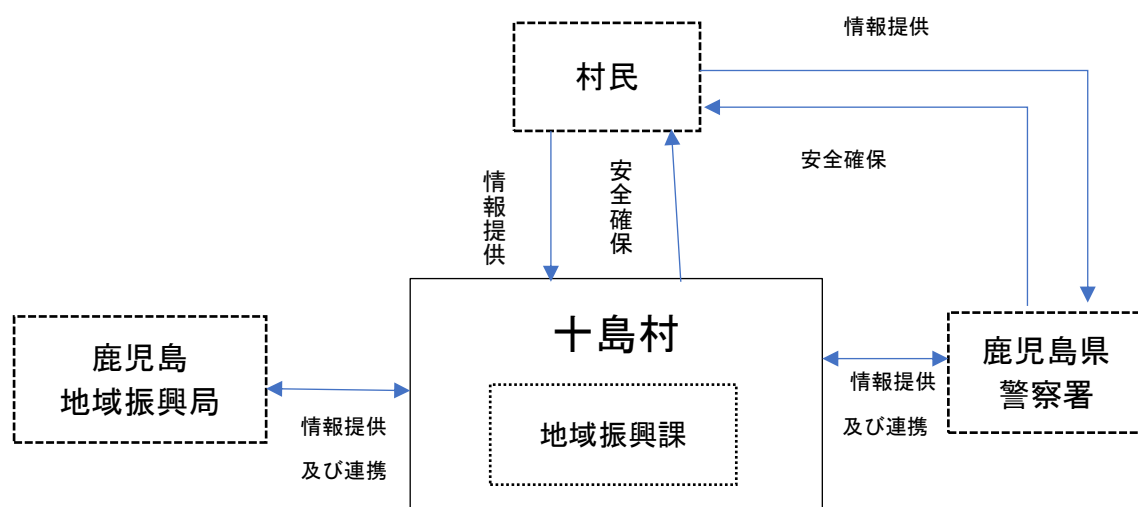
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
十島村	住民等から連絡を受け、現場に急行したものは、警察と協力し、周辺住民の安全を確保する。また、必要に応じて追い払いを行う。関係機関へ連絡を行い、周辺住民・学校等への注意喚起を行う。
鹿児島県鹿児島地域振興局	被害防止対策の指導及び助言を行う。

鹿児島県警察署（鹿児島中央警察署 中之島駐在所）	現場の安全確保及び必要に応じて追いついを行う。
--------------------------	-------------------------

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲したヤギは屠畜施設のある奄美大島へ搬送し、食用に加工。ふるさと納税の返礼品の活用も推進する。 それ以外については埋設処分も検討する。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	奄美に輸送し食用に加工。ふるさと納税返礼品等の活用を検討する。
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし

その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	愛玩用等のペットとしての販売を検討する。
--------------------------------------	----------------------

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	十島村鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
十島村	被害防止計画の策定、被害防止対策に関する情報収集、被害防止に係る技術指導及び情報提供を行う。その他、関係機関との連絡調整。
口之島地区農業委員会	口之島地区の被害状況の把握、被害防止に係る営農（技術）指導、情報提供を行う。
口之島地区自治会長	口之島地区の意見調整
中之島地区農業委員会	中之島地区の被害状況の把握、被害防止に係る営農（技術）指導、情報提供を行う。
中之島集落会長	中之島地区の意見調整
諏訪之瀬島地区農業委員会	諏訪之瀬島地区の被害状況の把握、被害防止に係る営農（技術）指導、情報提供を行う。
諏訪之瀬島地区自治会長	諏訪之瀬島地区の意見調整
平島地区農業委員会	平島地区の被害情報の把握、被害防止に係る営農（技術）指導、情報提供を行う。
平島地区自治会長	平島地区の意見調整

悪石島地区農業委員会	悪石島地区の被害状況の把握、被害防止に係る営農（技術）指導、情報提供を行う。
悪石島地区自治会長	悪石島地区の意見調整
宝島地区農業委員会	宝島地区の被害状況の把握、被害防止に係る営農（技術）指導、情報提供を行う。
宝島地区自治会長	宝島地区の意見調整
各農業生産団体（果樹等）	被害状況の把握、被害軽減対策の実践等
鹿児島地域振興局	有害鳥獣関連の情報提供並びに被害防止に係る技術指導及び情報提供を行う。

上記組織の下部組織として各島に支部（協力組織）を設ける。

十島村鳥獣被害防止対策協議会における下部（協力）組織及び役割	
名称（十島村鳥獣被害防止対策協議会）	役割
口之島支部（口之島自治会）	・ 捕獲活動及び島内調整 ・ 人口減少対策など地域が主体となった集落環境の整備を実施し、鳥獣被害の軽減を図る。
中之島支部（中之島集落会）	
諏訪之瀬島支部（諏訪之瀬島自治会）	
平島支部（平島自治会）	
悪石島支部（悪石島自治会）	
宝島支部（宝島自治会）	

- （注） 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

（２）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鹿児島県	有害鳥獣捕獲関連情報と被害防止技術の情報提供
鹿児島県警察署（鹿児島中央警察署 中之島駐在所）	有害鳥獣に係る情報の共有及び狩猟の安全対策指導

- （注） 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊の設置予定はなし。

- （注） 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状

況、設置予定時期等について記入する。

- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

○被害防止計画作成経過

計画作成年度	公表年月日
令和4年度（第1期）	令和5年 5月22日
令和7年度（第2期）	令和8年 4月 1日